

平成29年度分以降の減免申請の流れ(申請の可否および減免率の判断)

は今回の制度改正で新たに定まった要件等

前提	(1) 自社の事業を、日本標準産業分類の細分類(4桁)に基づいて分類 (2) 各事業所で使用した電力量を経済的指標を使用して、事業毎に按分する (3) ②の電力使用量を集計し、事業毎の原単位を計算する
----	--

申請要件	変更なし	(1) 「事業」における原単位(電力使用量・kWh / 売上高・千円)が5.6を超えている (2) (1)をクリアした「事業」(以下、「申請事業」)を行っている事業所において、申請事業に使用した電力量が年間100万kWh超 かつ 事業所全体の使用電力量の過半(50%超)である	
	今回追加	(3) 直近の2事業年度のうち、1事業年度以上で次の①または②を満たしていること ① 直近4事業年度の電力原単位の対前年比変化率の平均が年1%以上改善している ② ①には該当しないが、直近2事業年度連続で電力原単位が悪化していない かつ 直近4事業年度の電力原単位の対前年比変化率の平均が年5%を超えて悪化していない	※詳細は別紙を確認し、「申請可」とあれば、要件を満たしている

(1)(2)(3)の全ての要件を満たす



申請可



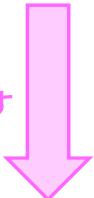
(1)(2)(3)のどちらか1つでも満たさない



申請不可

優良基準	直近事業年度(前事業年度)で次の①または②を満たしていること ① 直近4事業年度の電力原単位の対前年比変化率の平均が年1%以上改善している ② ①には該当しないが、直近2事業年度連続で電力原単位が悪化していない かつ 直近4事業年度の電力原単位の対前年比変化率の平均が年5%を超えて悪化していない	※詳細は別紙を確認すること
------	---	---------------

基準を満たす



省令で定める基準に適合している



減免率は8割

製造業

非製造業

基準を満たさない



省令で定める基準を満たさない



減免率は4割

製造業



減免率は2割

別紙において
↑この色がついている組み合わせ

28年度分の減免認定を受けているか

28年度分の減免認定を受けている



経過措置により減免率は8割(※)

初めて申請する
または 27年度分
以前に減免認定を受けている

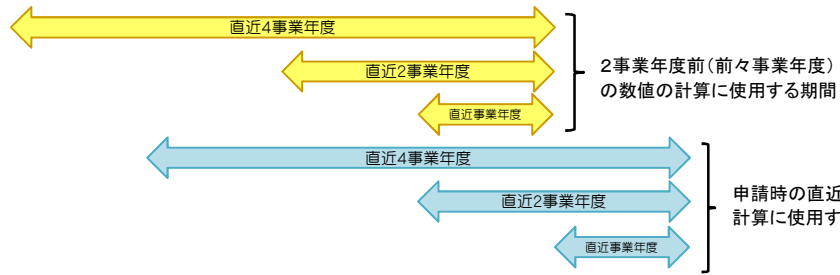


減免率は4割

※ なお、優良基準を満たさない場合であっても、①省エネ法に基づく「事業クラス分け評価制度」においてSクラス相当である場合 または ②やむを得ない事情があると認められた場合は、優良基準を満たすものとして扱われる(経済産業省告示で定められた要件に基づき、資源エネルギー庁の審査の結果による)

※ 経過措置により、平成29年度分の減免率は8割、平成30年度分の減免率は6割

省令で定める基準(減免申請要件および優良基準)の判定表



	6事業年度前	5事業年度前	4事業年度前	3事業年度前	2事業年度前 (前々事業年度)	直近事業年度 (前事業年度)
電力原単位	a	b	c	d	e	f
対前年度比		①=(b/a)	②=(c/b)	③=(d/c)	④=(e/d)	⑤=(f/e)

電力原単位の対前年比変化率の平均
(平均変化率)の計算式
直近事業年度の平均変化率 $(② \times ③ \times ④ \times ⑤)^{1/4} = \text{A}$
2事業年度前の平均変化率 $(① \times ② \times ③ \times ④)^{1/4} = \text{B}$

- 手順 (1) 自社の「事業」を「日本標準産業分類・細分類(分類番号4桁)」に基づいて分類する
 (2) (1)の「事業」毎の原単位を計算し、上表の a~f と ①~⑤欄に計算結果を記載する
 (3) 上表の右にある計算式により、「直近事業年度の平均変化率」(A)と「2事業年度前の平均変化率」(B)を計算する
 (4) 上表の数値、およびA/Bの計算結果を基に、下表の左から順番に基準を満たすか否かを確認する
 (5) 下表の「減免申請の可否」に「申請可」とあれば減免申請の要件を満たし、「優良基準」が○であれば、更に高い減免率が認められる

省令で定める基準(○が基準クリア、×は基準を満たさない)				減免申請の可否	優良基準
直近事業年度 (前事業年度)		2事業年度前 (前々事業年度)			
I 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である	II 直近2事業年度連続で電力原単位が悪化していない、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。	III 直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が99%以下である	IV 直近2事業年度連続で電力原単位が悪化していない、かつ、直近の事業年度から起算して、過去4事業年度分の原単位の変化率の平均の値が105%以下である。		
○ A ≤ 99	← 左の基準で要件クリアのため、これより右の基準については判定不要。判定結果は右 →			申請可	○
× それ以外	○ d < e < fではない かつ A ≤ 105	← 左の基準で要件クリアのため、これより右の基準については判定不要。判定結果は右 →		申請可	○
	×	○ B ≤ 99	← 左の基準で要件クリアのため、この基準については判定不要。判定結果は右 →	申請可	×
	それ以外	×	○ c < d < eではない かつ B ≤ 105	申請可	×
		B > 99	×	申請不可	—
		それ以外	それ以外		

上記計算式の結果を下に記載して、左から右へ順番に確認していくと、「減免申請の可否」と「優良基準」について判定することができる

A _____
B _____

※ 直近事業年度において、I又はIIの基準を満たしていない場合に、「省エネ法における事業者クラス分け評価制度において「Sクラス相当」である」又は「災害その他やむを得ない理由があると認められる場合」においては省令で定める基準を満たしているものとみなします。
 ※※ 2事業年度前において、III又はIVの基準を満たしていない場合に、「省エネ法における事業者クラス分け評価制度において「Sクラス相当」である」又は「災害その他やむを得ない理由があると認められる場合」においては省令で定める基準を満たしているものとみなします。